



市章

大津市公報

令和5年2月15日
号外(第5号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則

2 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 企業局管理規程

1 大津市企業局会計規程の一部改正…………… 1

規 則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第2号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第1号

大津市企業局会計規程(昭和39年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年2月15日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

第2条第4項を次のように改める。

4 企業出納員が保管する保証金、有価証券等は、所定の金庫に保管するものとする。

第18条第3項中「その内訳を示す書類を添えてその日のうち」を「公営企業管理者が指定する日まで」に改め、ただし書を削る。

第18条の2第1項中「施行令」を「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)」に改める。

第24条第1項中「前金払」の次に「(次項において「資金前渡等」という。)」を加え、同条第2項中「各課」を「前項の決裁を受けた各課」に、「前項の書類に基づき」を「当該資金前渡等に係る」に改め、「発行し、」の次に「これを」を加え、「それぞれの整理簿」を「資金前渡をする場合にあつては前渡資金整理簿」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第24条の2を第24条の4とし、第24条の次に次の2条を加える。

(前渡資金の精算)

第24条の2 資金前渡を受けた職員(以下「資金前渡職員」という。)は、前渡を受けた資金が職員給与である場合を除き、当該前渡に係る用務の終了後、直ちに当該資金の精算をし、その結果を記載した精算書に領収書等の証拠となるべき書類を添えて、各課の長以外の者である資金前渡職員にあつては各課の長に、各課の長である資金前渡職員にあつては企業出納員に、これを提出しなければならない。

2 各課の長は、前項の規定により各課の長以外の者である資金前渡職員から精算書の提出を受けたとき又は資金前渡職員として自ら精算書を作成したときは、前渡資金整理簿に記帳しなければならない。

3 第1項の規定による精算をした場合において、支払残額があるときは、直ちに、各課の長以外の者である資金前渡職員から精算書の提出を受けた各課の長にあつては当該資金前渡職員に納付書を交付し当該支払残額を

当該支出をした経費に戻入させ、各課の長である資金前渡職員にあつては納付書により当該支払残額を当該支出をした経費へ戻入しなければならない。

(概算払の精算)

第24条の3 概算払を受けた者は、その支払を受けるべき金額が確定した後、直ちに確定金額を証する書類を各課の長に提出しなければならない。

2 各課の長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、これを精査した上で精算し、その結果を記載した精算書を企業出納員に送付しなければならない。

3 前項の規定による精算の結果、概算払の額が確定金額を超過する場合は、各課の長は直ちに当該概算払を受けた者に対し納付書を交付し、当該超過する額を当該支出をした経費に戻入させなければならない。

4 第2項の規定による精算の結果、概算払の額が確定金額より不足する場合は、直ちに当該概算払を受けた者に対し、当該不足する額を支払わなければならない。

第91条に次の1号を加える。

(3) 水道、下水道及びガスの管路に係る情報の管理システムの更新及び管理に関する業務

附 則

この規程は、令和5年2月15日から施行する。